平成２８年（フ）第５１１５号
東京都品川区八潮５丁目12―69―116
破産者　小泉　一義
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１３４号
東京都豊島区北大塚２丁目９－９―401
破産者　小山　竜介
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４６号
東京都東村山市野口町１丁目28―16―201、開始決定時の住所東京都東村山市恩多町２丁目２－７―102
破産者　金　　貞子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５７号
東京都町田市西成瀬１丁目39―25―203
破産者　村上　龍太
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１６８号
東京都文京区大塚５丁目７―11―312
破産者　福地　敏郎
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２０号
東京都大田区千鳥３丁目22―18―210
破産者　三藤慎一朗
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４７号
東京都世田谷区給田１丁目14―２、開始決定時の住所東京都目黒区大橋２丁目23―21―304
破産者　荻原　　功
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５００号
東京都西東京市向台町４丁目17番６号
破産者　昇永産業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５０１号
東京都西東京市芝久保町１丁目11番６号
破産者　遠藤　和夫
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９７号
静岡県沼津市大岡2226番地の３
破産者　アイスダウン・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
静岡県沼津市本字千本1910番地の24
破産者　有限会社ボウズ
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町１丁目16番地１
破産者　株式会社エム・シイ・ネット
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２８号
高知県高岡郡佐川町西組416ナウマンションＢ棟201号室、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町２―31
破産者　入江健次郎
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県姫路市西二階町41番地
破産者　株式会社三幸被服
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９７６号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田25―102
破産者　富岡　明彦
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１７６号
横浜市都筑区大丸10番２―204号
破産者　株式会社ＮＳＹ
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１０号
横浜市神奈川区鶴屋町２丁目12番地12
破産者　クローバー株式会社
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７７号
金沢市保古１丁目168番地
破産者　株式会社金沢地建
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７２号
名古屋市西区大野木１丁目165番地
破産者　株式会社ワイズプラン
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６５号
岐阜県各務原市蘇原大島町１丁目７番地
破産者　フィールドプラス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４６号
広島県庄原市是松町20番４号
破産者　グリーンケミカル株式会社
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８０号
北九州市小倉北区黄金１丁目３番15号
破産者　株式会社サンファクター
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部